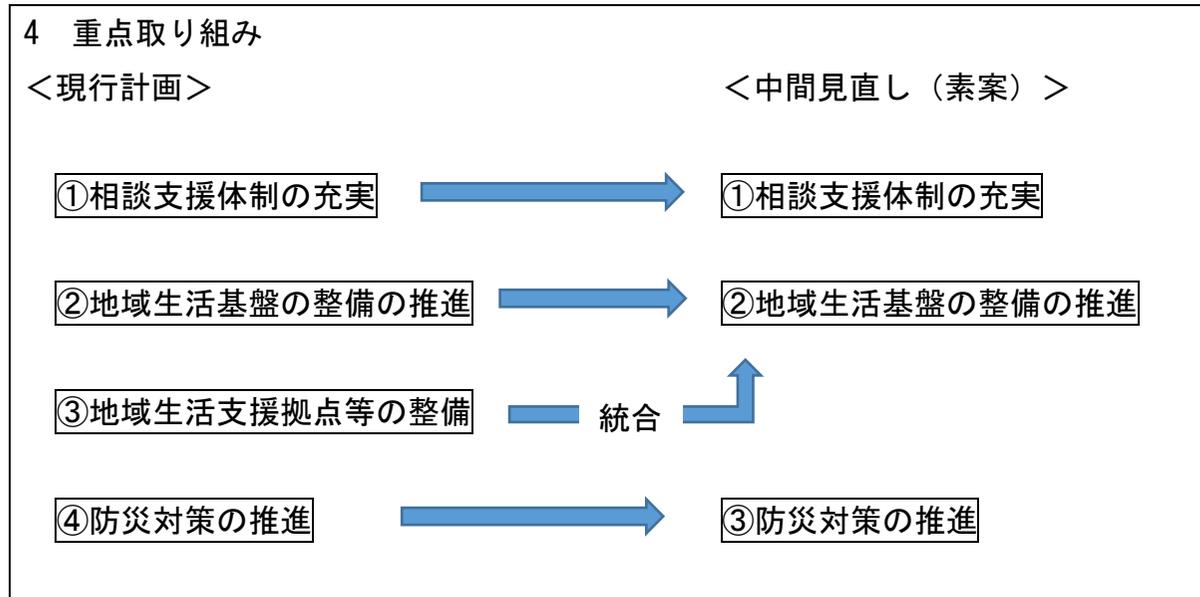


## 白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案（第 3 章）

『白井市障害者計画 2016-2025（中間見直し版）及び白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定に係る方針』（以下、「策定方針」といいます。）に則り、第 3 章「計画の基本的な考え方」の「4 重点取組み」の中間見直し素案を作成しましたので、下記のとおり提案いたします。

※策定方針（抜粋）は [資料 3-1](#) の 1 ページ目をご参照ください。

## ＜中間見直し（素案）の大枠＞



<中間見直し（素案）>

『第3章 計画の基本的な考え方 4 重点取組み』

頁※	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
25	<p>本計画における実施施策・事業は第4章（第1～3節）に示すとおりですが、本項では特に重点的に取り組んでいく施策・事業を掲載し、基本目標の中で市が実施していく取組みの方向性を示します。</p>	(変更なし)	
	<p><b>① 相談支援体制の充実</b></p> <p>《概要》 障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。</p>	(変更なし)	<p>○ アンケート結果で「悩みや困りごとを相談する場所がない/わからない」と答えた人の理由として、「相談する場所がわからない」を挙げた人が最も多かったことから、引続き重点的に取り組む必要があるため。</p>
	<p><b>【相談支援】</b></p> <p>○ 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、<u>主に市の保健福祉相談室と市内の指定相談支援事業所（座ぐり）の2か所</u>を中心に対応していきます。<u>今後、相談件数等の状況を踏まえ、必要に応じて委託事業所の充実を図ります。</u></p>	<p><b>【一般相談】</b></p> <p>○ 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、<u>市窓口のほか、市障害者支援センター「座ぐり」</u>を中心に対応していきます。<u>また、障がい種類別の相談先としては、身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱するほか、精神障がいの方を対象とした「成田地域生活支援センター」に相談支援を委託し対応します。</u></p>	<p>○ 次項が【計画相談支援など】であるため、混同しないよう【相談支援】から【一般相談】にタイトルを変更。</p> <p>○ 保健福祉相談室の廃止及び成田地域生活支援センターへの委託を反映した。また、従前からの制度である身体障害者相談員・知的障害者相談員についても触れることとした。</p>

※補注 「頁」は現行計画書のページです。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
25	○ 難病の <u>ある</u> 人の相談については、福祉サービスや制度に関する相談を積極的に受け付けながら、 <u>当事者がより利用し易く効果的な相談体制等のあり方について調査・研究を行い、改善・強化を進めます。</u>	○ 難病の人の相談については、「 <u>座ぐり</u> 」及び市窓口において福祉サービスや制度等に関する相談を積極的に受け付けるとともに、 <u>内容に応じて、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し対応します。</u>	○ 専門性を有する関係機関と連携していくことを位置付け。
	○ 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できるような <u>地域支援</u> 体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。	○ 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できるような、 <u>市内の指定相談支援事業所に研修情報を提供する</u> など体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。	○ 体制拡充の具体的方法を例示。
	○ 高次脳機能障がい者への支援について、県で実施する支援の取組み（千葉県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などの支援に努めます。	(変更なし)	○ 高次脳機能障がいに対する当面の対応として適切と考えるため。
	○ 「 <u>基幹相談支援センター</u> 」設置についての検討を進め、 <u>第4期障害福祉計画期間中に設置し、地域の相談支援の中核として困難事例や虐待防止等に対応していきます。</u>	(削除)	○ 市内では相談支援事業所の設置がまだ十分でないこと、また、地域移行・地域定着支援及び常時の相談支援体制を備えた地域生活支援拠点が既にあることから、後期期間中は、相談支援事業所の設置状況を見ながら調査研究を進める期間とするため。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
25	<p><b>【計画相談支援など(ケアマネジメント)】</b></p> <p>○ 多くの事業者、<u>市職員</u>が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。</p>	<p><b>【計画相談支援など】</b></p> <p>○ 多くの事業者が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。</p>	<p>○ 「ケアマネジメント」は、自立支援法成立直後の平成18年度に策定した前身計画(白井市障害福祉プラン)において、主に計画相談制度の定着のために用いられた語であって、制度が定着した現在では使用機会が低下しているため削除した。</p> <p>○ 市職員が計画相談支援を行うのはこども発達センターのみであって今後増設等の予定もないこと及び同センターも制度上は一事業所であって、事業所として計画相談支援を行っていることから、「市職員」を削除。</p>
	<p><b>【サービスに関する情報提供】</b></p> <p>○ 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、さまざまな<u>障がい者</u>サービスに関する情報提供を行います。</p>	<p><b>【制度やサービスに関する情報提供】</b></p> <p>○ 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、<u>障がい福祉に関する</u>さまざまな<u>制度やサービス</u>の情報提供を行います。</p>	<p>○ ここでは、障害福祉サービス等だけでなく、助成や給付、便宜の提供等も含めた、障がい福祉制度全般についての情報提供を対象とするため。</p>
	<p><b>【障がいのある人の権利擁護】</b></p> <p>○ 社会福祉協議会との連携をいっそう強化し、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>○ 保護者の高齢化の進展等も踏まえ、障がいのある人の権利擁護の重要性は今後も高いと考えることから。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
26	<p><b>② 地域生活基盤の整備の推進</b></p> <p>〈概要〉 障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。</p>	(変更なし)	○ 障害福祉サービス事業所は前半期に一定程度増加したものの、未だ充足したとまでは言えないため。
	<p><b>【居住環境の整備】</b></p> <p>○ <u>グループホームの新規開設等に対する補助制度を継続し、障がい者グループホームの整備を支援・促進します。</u></p>	(削除)	○ 後半期における施設建設に係る補助金の支出は、総合計画との整合上難しいことから、整備支援は側面支援を中心とする。
	<p><b>【サービス事業者の市内参入施策の促進】</b></p> <p>○ <u>日中活動系各サービス提供事業者の市内への参入に対する有効・適切な支援内容の検討・研究を行った上で、参入の支援・促進を図ります。</u></p>	<p><b>【サービス事業者の市内参入施策の促進】</b></p> <p>○ <u>グループホームや日中活動系各サービスの提供事業者の市内参入を促進するため、必要な情報提供や助言を行います。</u></p>	
	<p><b>③ 地域生活支援拠点等の整備</b></p> <p>〈概要〉 <u>第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された障がいのある人等の「地域生活支援拠点等」を、今後示される要件を満たしながら整備します。</u></p> <p>○ <u>第4期障害福祉計画期間の平成29年度末までに、地域における相談、体験の機会や場、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの諸機能を提供する「地域生活支援拠点等」を整備します。</u></p>	<p><b>【地域生活支援拠点等の活用】</b></p> <p>○ <u>運営者との協力や地域自立支援協議会での議論を通じて、地域生活支援拠点等に必要な機能の維持・向上を図ります。</u></p>	○ 「地域生活支援拠点等の整備」はH31年度に完了したため、大項目としては廃止し、前項「②地域生活基盤の整備の推進」に統合。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
26	<p><b>④ 防災対策の推進</b></p> <p>《概要》 市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。</p> <p>○ 災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿を整備<u>しま</u>す。</p> <p>○ 要支援(援護)者の「個別支援計画」を作成します。</p>	<p><b>③ 防災対策の推進</b></p> <p>《概要》 (変更なし)</p> <p>○ 災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿の整備<u>及び</u> <u>維持管理</u>を行います。</p> <p>(変更なし)</p>	<p>○ 見直し前の②と③の統合に伴い項目番号を変更。</p> <p>○ 災害への備えの重要性は将来に渡り変わらないため概要は変更なし。</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿は初期整備が一巡し、今後は異動者の更新の必要があることから。</p> <p>○ 個別支援計画についてはまだ検討が尽くされておらず、引続き策定作業を進めていく段階にあることから。</p>